

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成22年1月13日認可した。

平成22年1月22日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ほ場整備事業）大石黒岩地区
国分寺町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）裏池1号地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）万福寺池福乗寺池2号地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）六ツ目池1号地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）国分宮池2号地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）榎谷下池地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）銭亀池地区
高松市庵治町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）宮の奥地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西谷地区